

習志野市

農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会

所在地 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047-453-7708

《第11号》



秋晴れの第52回習志野市農業祭（焼芋テントにて）



《ナラシド♪》

☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

来年度、農業委員が改選されます	2
農地基本台帳調査について	3
農業用施設を設置する場合は届出が必要です！ ...	3
農地の管理をしましょう！	3
農地を相続したら、届出が必要です！	4
第52回農業祭を開催しました！	4
農業者年金のお知らせです	4

農業委員会からのお知らせ

◎来年度、農業委員が改選されます

食糧生産の基盤、そして貴重な資源である農地を次の世代に伝えるため、習志野市では現在15名(欠員1)の農業委員が活躍していますが、その任期(3年)が、本年10月6日で満了となります。これに伴い今後、新農業委員の選出手続きが進められていくことになります。なお、農業委員会法の改正(平成28年)により、従前の選挙制から次のように変更になっており、今回は新法による2期目の委員になります。

(1)選出方法のあらまし

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関して職務を適切に行なうことのできる人の内から、市長が市議会の同意を得て任命することになります。なお任命に当っては、認定農業者及び女性委員の積極的起用が求められています。

推薦・募集について、今後の手続きの詳細については、産業振興課や農業委員会事務局の窓口、市の広報紙、ホームページなどを通じ、お知らせしていきます。

(2)新委員の人数と任期

定数16人。任期は、令和2年10月7日から令和5年10月6日まで(3年間)となります。

(3)農地利用最適化推進委員の兼務

農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を置き、農地利用の最適化推進のための活動を行うことになっています。しかし本市の場合、農地面積が少ないため、農業委員が農地利用最適化推進の活動も併せて行うことになっています。

これにより農業委員の主な任務は、毎月1回開催される農業委員会総会・現地調査への出席と、農地の転用許可や売買・貸借につき審議・決定する他、農地パトロールを通じて耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進と農地利用の担い手への集積・集約促進と、幅広いものとなっています。



女性の皆さん!

男女共同参画が進む中、現在、習志野市の女性農業委員は2名のみです。世の中は女性ならではの見識や活躍がもっと求められています。次期、農業委員として、習志野市の農地について女性の視点で考えてみませんか?

より多くの女性候補者をお待ちしております!

◎農地基本台帳調査について

例年1月に行っていた農地基本台帳調査を、8月に実施しました。この台帳は農地法で定められたもので、農業委員会の日常的な業務をおこなう上で、もっとも基本となるデータのため、最新の状態にしておかなければなりません。お忙しい中、農地基本台帳調査及びアンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、台帳調査に合せて実施したアンケートの集計結果は次のとおりです。

農地台帳照会総数 265件

アンケート回答数 203件、回収率76.6%



問1(今後の農業経営は?)について

「現状維持」144件(70.9%)、「規模拡大」1件(0.5%)、「規模縮小」28件(13.8%)、「廃業」12件(5.9%)、回答なし18件(8.9%)。

問2(規模拡大とした方)について

「借りたい」0件(0.0%)、「買いたい」1件(100.0%)。希望面積:回答なし、希望地域:谷津)。

問3(規模縮小とした方)について

「貸したい」16件(57.1%)、「売りたい」9件(32.1%)、回答なし 3件(10.8%)。また時期については、「今すぐに」8件(28.6%)、「近いうちに」2件(7.1%)、「将来的に」13件(46.4%)、回答なし5件(17.9%)

また理由としては、大まかに「耕作できない」としたもの 2 / 従事者・後継者が見つからない、としたもの 6 / 年齢、健康を理由としたもの 8 / その他 2 / 記入なし 10

◎農業用施設を設置する場合は届出が必要です!

自己所有農地等に、農業用施設(農機具倉庫や温室等)を作る場合は、その都度、届出が必要となります。建物の面積によっては許可申請が必要となります。建築基準法や固定資産税が課せられてしまう事もありますので、必ず建てる前に農業委員会へ相談をお願いします。

また、台風並びに大風で屋根が飛び、近隣住宅への被害報告が多発しています。日頃の見回りや補修をお願いします。

◎農地の管理をしましょう!

8月に市内全域の農地の管理状況について、農業委員がパトロールを実施しました。農地を管理せずに雑草を繁茂させたままにしていると、雑草の種子が飛散し、病害虫の発生により、周辺農地へ多大な迷惑となります。さらには、ごみの不法投棄、雑草への放火や通学児童の防犯上、大変危険です。

また、土地区画整理が予定されている地区であっても、工事が始まるまでは、まだ数年かかりますので、農地としてきちんと管理をしなければなりません。農地法では農地管理については、所有者の責務と定められていますので、しっかりと管理をお願いします。

◎農地を相続したら、届出が必要です！

農地所有者が死亡し、相続により農地を所有することになったときには、届出が必要となります。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

◎第52回農業祭を開催しました！

第52回農業祭はさわやかな秋晴れの下、11月9日(土)・10日(日)の両日、市役所庁舎前で開催されました。今回も昨年に引き続き、ガスフェスタ、消防・救急フェア、スポーツ広場が合せて開催され、市役所周辺は2日にわたって大賑わいで、来場者数は2日間で21,412人でした。

農業祭は「つくる喜び、食べる幸せ、ならしの野菜」をテーマに、市産市消の推進、地域住民と農業者のふれあいを深め、習志野農業の振興を図る目的で、毎年11月の第2土・日曜日に開催されています。主催は「第52回習志野市農業祭実行委員会」で、野菜の直売をはじめ多くの出店がありました。農業委員会は委員自ら愛情込めて育てた野菜を山盛り詰め込んだ「福袋」と焼芋の販売を行い、大好評をいただきました。ご協力有難うございました。

農業者年金のお知らせです

農業者年金は、農業者の方に国民年金の上乗せ給付を保障しようとするものです。農業者の方なら広く加入いただけます。

農業者年金のメリット

- ◇ 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- ◇ 年金は生涯支給されます。
- ◇ 支払った保険料は全額、社会保険料控除
- ◇ 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

・加入できる方

農業者の方で下記の①～③をすべて満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者の方
(保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 20歳以上60歳未満の方



毎週金曜日発行 1ヶ月 700円(消費税込)
申し込みは、農業委員会事務局まで

☆編集後記☆

元号も改まった昨年、千葉県は大変な風水害の年となってしまいました。被害を被った皆様には心からお見舞い申し上げます。昨年の被害を教訓に、農地の対策についてご心配ごとがありましたら、遠慮せずに地区の農業委員や事務局にお声かけください。お待ちしております！

さて今年は56年ぶりのオリンピックが開催されます！今年は明るい1年でありますように！